

東京医療保健大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この規程は、「東京医療保健大学教員選考規程」に基づき、東京医療保健大学の教員に関する選考基準（以下「教員選考基準」という。）について定めるものとする。

(教員選考委員会)

第2条 教員の採用・昇格等に関する選考に当たっては、原則として東京医療保健大学人事委員会(以下「人事委員会」という。)に人事委員会委員を構成員とする教員選考委員会を置くこととする。

- 2 教員選考委員会は、教員選考審査の結果を人事委員会に報告する。
- 3 人事委員会においては、教員選考審査に関する審議を行い、大学経営会議に提案する。
- 4 人事委員会及び教員選考委員会における教員選考審査に関する議事内容については非公開とする。

(採用)

第3条 教員の採用については、原則として公募により、選考を行う。

- 2 教員採用の選考審査に当たっては、職位に応じて、原則として別に定める教育・研究業績の提出を求めることとし、学位・資格、教育・研究業績、臨床経験業績及び学会等の活動業績等を総合的に判断して行うものとする。
- 3 定年退職者の後任補充に伴う採用に係る公募については、原則として、採用予定月日の6か月前から開始する。
- 4 前号以外の採用に係る公募については、原則として、採用予定月日の3か月前から開始する。
- 5 公募の期間は、概ね2週間から3週間とする。
- 6 公募による応募者がいない場合には、再公募を行う等を含め、人事委員会において協議の上、決定する。

(昇格)

第4条 教員の昇格審査は、原則として各学部長・各学科長及び各研究科長（以下、「学部長等」という。）からの申し出により、選考を行う。

- 2 教員の昇格審査は、学位・資格、教育・研究業績及び貢献度業績等（学生募集・就職支援・委員会活動及び社会的活動実績等）に基づいて行う。
- 3 前号の昇格審査に当たっては、職位に応じて、原則として前条第2項に定める教育・研究業績の提出を求めることとする。

(学内異動)

第5条 教員の学内異動（前条に定める昇格を除く）が必要となる場合には、原則として学部長等からの申し出により、選考を行う。

(その他)

第6条 この教員選考基準に定めるほか、教員選考に関して必要となる事項については大学経営会議において定めることとする。

附 則

この教員選考基準は平成24年5月16日から施行する。

附 則

この教員選考基準は平成26年4月1日から施行する。